

令和 4 年度決算に基づく

健全化判断比率審査意見書

名古屋市監査委員

目 次

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1	審 査 の 対 象		1
第 2	審 査 の 方 法		1
第 3	審 査 の 結 果		1
1	総括		1
2	各比率について		2
3	是正改善を要する事項		3

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

- 令和 4年度決算に基づく健全化判断比率
 - 実質赤字比率
 - 連結実質赤字比率
 - 実質公債費比率
 - 将来負担比率
- 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の方法

審査は、令和 5年 8月18日付で市長から審査依頼のあった令和 4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について実施した。

審査においては、名古屋市監査委員監査基準に基づき、総務省が作成した記載要領及びチェックポイント等により、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書類、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類との照合・確認を行うとともに、その算定過程が適正かどうか財政局への質問を行うなどの方法により実施した。

第 3 審査の結果

1 総括

上記方法による審査の結果、令和 4年度決算に基づく健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成はいずれも適正に行われていると認められた。

健全化判断比率		令和 4年度	令和 3年度	早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	—	—	11.25%	20%
②	連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30%
③	実質公債費比率 (3か年平均)	6.8%	7.2%	25%	35%
④	将来負担比率	88.6%	94.2%	400%	

(注) 1 実質赤字額、連結実質赤字額が発生していない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「—」で表示する。

2 将来負担比率に係る財政再生基準はない。

3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められた数値である。

2 各比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額。

令和 4年度の実質赤字額は前年度に引き続き発生しておらず、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

令和 4年度の連結実質赤字額は前年度に引き続き発生しておらず、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

令和 4年度の実質公債費比率は 6.8%であり、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

前年度に比べると 0.4ポイント低下している。これは主に、令和元年度に比べ地方債の元利償還金・準元利償還金が減少したこと及び標準財政規模が増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
--------	---	---

令和 4年度の将来負担比率は88.6%であり、早期健全化基準の400%と比較すると、これを下回っている。

前年度に比べると 5.6ポイント低下している。これは主に、債務負担行為に基づく支出予定額の減少等により将来負担額が減少したこと及び充当可能基金額が増加したことによるものである。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

(参考)

本市における健全化判断比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		①実質赤字比	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	・母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 ・土地区画整理組合貸付金特別会計 ・墓地公園整備事業特別会計 ・用地先行取得特別会計 ・公債特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計						
	公営企業に係る会計	地方公営企業法適用企業					・病院事業会計 ・水道事業会計 ・工業用水道事業会計 ・下水道事業会計 ・自動車運送事業会計 ・高速度鉄道事業会計
		地方公営企業法非適用企業					・市場及びと畜場特別会計 ・名古屋城天守閣特別会計 ・市街地再開発事業特別会計
一部事務組合・広域連合	一部事務組合						
	広域連合						・名古屋港管理組合 ・愛知県競馬組合 ・名古屋競輪組合 ・愛知県後期高齢者医療広域連合
地方公社・第三セクター等	・名古屋市住宅供給公社 ・名古屋市土地開発公社 ・名古屋高速道路公社 など						